

現物給与制度の概要

参考3-1

労働保険の保険料については、全ての労働者に支払われる賃金の総額に、その事業に定められた保険率を乗じて算定されるが、賃金総額には現金給与のみならず、現物給与も含まれる。
本件告示は、現物給与である食事及び住宅で支払われる報酬等の価額を定めるもの。

労働保険徴収法上の賃金

「賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの」をいうところ、一般に、労働協約、就業規則(賃金規程等を含む。)、労働契約などにより、その支払が事業主に義務づけられているものであり、任意的なもの、恩恵的なもの、実費弁償的なものは、「労働の対償」として支払われるものではないので、賃金には該当しない。

現物給与の具体的算定方法

報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第2条第3項に基づき、その地方の時価によって定められることとされている。

【食事の利益が現物給与とされる場合】

- ・住込労働者で1日2食以上給食されることが常態にある場合
- ・上記以外では、次の全てに該当する場合には、福利厚生として取り扱う。
 - ① 給食によって賃金の減額を伴わないこと
 - ② 労働協約、就業規則等に定められて明確な労働条件の内容となっている場合でないこと
 - ③ 給食による客観的評価額が社会通念上僅少なものと認められる場合であること

【住居の利益が現物給与とされる場合】

- ・住居施設が供与されない者に対して、住居の利益を受ける者との均衡を失しない定額の均衡手当が一律に支給される場合

一部負担の場合の取扱い

労働者より負担金を徴収するものは、原則として賃金ではないが、その徴収金額が、告示額の3分の1以下であるときは、その差額部分を賃金とみなす。

1/3

